

令和7年10月9日

決算特別委員会（令和6年度決算）

公営企業決算審査意見書概要説明資料

神奈川県監査委員

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	1
第4	審査の実施内容	1
第5	審査の結果	2
1	決算計数の正確性及び決算表示の明瞭性について	2
2	総括的意見について	2
3	事業別意見について	3

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 5 月 30 日付けで提出があった令和 6 年度神奈川県公営企業決算及び関係書類について審査した結果、同決算に対する意見を合議により次のとおり決定した。

令和 7 年 8 月 27 日

神奈川県監査委員	大	竹	准	一
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	柳	下		剛
同	斉	藤	た	かみ

※ 地方公営企業法(抄)

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

第 1 審査の種類

決算審査（公営企業決算）

第 2 審査の対象

令和 6 年度公営企業決算審査の対象は次のとおりである。

神奈川県水道事業

神奈川県電気事業

神奈川県公営企業資金等運用事業

神奈川県相模川総合開発共同事業

神奈川県酒匂川総合開発事業

神奈川県流域下水道事業

第 3 審査の着眼点

決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ正確であるかなどに着眼して審査するものである。

第 4 審査の実施内容

審査は、知事から提出された公営企業決算及び関係書類について、次の点を主眼として行った。

- ① 決算書及び決算諸表について、計数は正確で、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているか。
- ② 経営について意見書に記載すべきことはないか。
- ③ 事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されているか。

審査に当たっては、提出された決算書等とそれぞれの関係諸帳簿及び証書類とを照合し、関係職員に説明を求めるとともに、財務監査（定期監査）、例月出納検査等の結果を踏まえ慎重に行った。

第5 審査の結果

1 決算計数の正確性及び決算表示の明瞭性について

令和6年度の水道事業ほか5事業の決算書及び決算諸表について、審査した限りにおいて、計数は正確なものであり、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているものと認められた。

2 総括的意見について

水道事業、電気事業及び流域下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少社会の進展に伴う水需要の減少、電力システム改革による収入構造の大きな変化、施設・設備の維持管理や更新に係る原材料費や人件費の高騰など、今後も厳しい状況が続くことが見込まれるが、そうした中で、施設の老朽化対策や大規模な自然災害への備えを着実に進め、県民生活や社会経済活動を支えるライフラインを維持していくために、業務効率化や経費の削減など更なる経営改善に努め、将来にわたり安定的な経営基盤を確立していくことが重要である。

また、こうした取組を進めるに当たっては、特に次の点に留意し、持続可能な事業運営とそれを支える組織体制の確立を目指す必要がある。

(1) 施設の老朽化対策

令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した下水管の損傷に起因するとみられる大規模な道路陥没事故や同年6月に鎌倉市で発生した水道管の継手部分の腐食に伴う大規模な漏水事故など、全国的にインフラ施設の老朽化の進行による事故が多発しており、その対応は急務であることから、日常的に適切な施設の維持管理に取り組み長寿命化を図りつつ、「神奈川県営水道事業経営計画」（令和6年3月策定、以下「水道事業経営計画」という。）、「神奈川電気・ダム管理事業計画」（令和6年3月策定）及び「神奈川県流域下水道事業経営ビジョン」（令和3年3月策定、以下「経営ビジョン」という。）に位置付けた、施設・設備の更新や改修等老朽化対策を早急に進めていく必要がある。

また、施設・設備の更新や改修を進めるに当たっては、国の財源の積極的な活用など、外部資金の確保に努めることが重要である。

(2) 人材の確保・育成、技術の継承

地方公務員採用試験の受験者数が減少するなど職員の確保が難しくなる中、特に技術系職員については、近年、採用人数が採用計画を大きく下回るなど、不足が顕著である。さらに、年齢構成上多数を占めるベテラン職員の大量退職が今後も見込まれることから、技術・経験の継承も急務となっている。

そのため、採用説明会やインターンシップの充実などによる業務を支える人材の確保に向けた取組の強化、研修制度やOJTの充実、限られた人員体制の中での効率的な業務推進を図るとともに、円滑な技術継承や効果的な人材育成を行っていくための組織体制の在り方の検討等を進めていく必要がある。

(3) D Xの推進

業務の担い手が不足する中で、経営や施設の維持管理業務等の効率化、高度化を進めるとともに、行政サービスの向上を図るためには、I C Tの活用は不可欠であることから、既に人工知能（A I）を活用した水道管の漏水対策に係る民間との共同研究や発電所の効率的な保守点検等を目的とした「スマート保安システム」の導入、下水道施設におけるA Iを活用した運転管理の自動化・省力化など導入可能な技術の調査研究などの取組が進められているところである。

こうした中、国土交通省が、将来にわたり持続可能な上下水道システムの構築に向けて、上下水道事業におけるD X技術の導入を加速するための方策を取りまとめるなど、国においてもD Xを推進する取組が進められていることから、こうした動向等を注視するとともに、民間企業、大学等関係機関との連携や他事業者との広域的連携も図りつつ、各事業におけるD X技術の実装に向けた取組を計画的に進めていくことが必要である。

併せて、サイバーセキュリティ対策など、D Xの進展に伴うリスクを想定した対策を講じていく必要がある。

3 事業別意見について

(1) 水道事業

令和6年度の水道事業の営業収益は、給水収益が前年度に比べて7.0%増加したことなどにより、前年度比6.5%増の534億6,967万余円となっている。これに対し、営業費用は、配水費が10.9%増加したことなどにより、前年度比2.0%増の528億8,026万余円となっている。

この結果、営業利益5億8,940万余円を計上することとなり、前年度に比べ22億4,520万余円の増益となっている。そして、経常利益は29億4,319万余円、純利益は33億6,554万余円で、純利益については、前年度に比べて26億5,261万余円増加している。

ア 安定的な水道料金収入の確保

企業庁は、令和6年10月から水道料金の段階的な改定を行っており、これにより、一定期間は増収が見込まれるものの、「水道事業経営計画」では、令和10年度からは人口減少等による水需要の減少により、水道料金収入は再び減少に転じると予想している。

その一方で、老朽施設の更新や維持管理に要する事業費の増加は避けられないことから、一層の経費削減に努めるとともに、今後適切な時期を捉えて定期的に水道料金水準の検証を行い、水道料金の見直しを含めた必要な対策を講じることが必要である。

イ 施設の維持管理・更新

企業庁は、現在、「水道事業経営計画」に基づき、被災時の断水被害抑制や早期復旧を目指し、基幹管路の整備・耐震化を優先的に進める「戦略的な管路整備」に取り組んでいるが、そうした中、令和7年6月に、鎌倉市内で昭和39年布設の水道管の継手部分が腐食、離脱し、周辺道路の冠水や約1万戸に及ぶ断水など、大規模な漏水事故が発生した。

こうした事故の再発防止に努めるとともに、激甚化・頻発化する自然災害や、今後想定される大規模地震等に備えるためにも、施設の適切な維持管理を着実にを行うとともに、更新、耐震化等防災対策を早急に進めていく必要がある。

ウ 5事業者による水道システムの再構築

県、横浜市、川崎市、横須賀市の各水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団（以下「5事業者」という。）が進めている「水道システムの再構築」は、将来にわたって安定的で持続可能な水道システムの構築に向けて、水需要の減少に対応した「水道施設の最適化（ダウンサイジング）」や「災害時のバックアップ機能の強化」、「上流取水の優先的利用による脱炭素社会への貢献」などに取り組むものであり、全国的にも先例となり得る取組である。

令和6年5月には、「水道システムの再構築」の柱の一つである「水道施設の最適化」を計画的に実施していくため、施設の廃止や整備の内容等を取りまとめた「5事業者の『施設整備計画』」を策定し取組を進めている。

「水道システムの再構築」の実現に向けては、上流取水に伴う河川への影響など、様々な課題があるため、5事業者の更なる連携強化を図るとともに、関係機関や関係部局等と十分に調整を図る必要がある。

また、再構築の意義や効果などについて広く県民への周知に努めるとともに、財政支援制度の創設・拡充を含めた支援について、引き続き国に求めていく必要がある。

(2) 電気事業

令和6年度の電気事業の営業収益は、同年度から開始した新たな電力受給契約及び容量市場からの収入により、水力発電事業収益が前年度と比べて30億2,290万余円増加したことなどから、前年度比43.8%増の102億3,247万余円となっている。これに対し、営業費用は、相模貯水池保全事業費が増加したことなどにより、前年度比0.5%増の67億2,248万余円となっている。

この結果、営業利益は35億998万余円となり、前年度に比べ30億8,362万余円の増益となっている。そして、経常利益は35億7,909万余円、純利益は35億7,059万余円で、純利益については前年度に比べて31億709万余円増加している。

ア 発電による収入の安定的な確保

企業庁は、令和5年度に公募型プロポーザル方式により選定したS Bパワー株式会社と令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間を契約期間とする電力受給契約を締結しており、当該契約に基づき、令和6年度は電力料収入59億5,553万余円を得ている。

また、令和2年度に開設された容量市場（注1）へ毎年度参加しており、最初の実需給年度となる令和6年度に容量確保契約金額である19億8,901万余円を得ている。

引き続き、電力市場の動向を注視しつつ、ダムや発電所の安定稼働に努め、発電による収入の安定的な確保を図ることが重要である。

さらに、S Bパワー株式会社との電力受給契約が終了する令和9年度以降の新たな契約について、現契約による実績や課題の検証を行いつつ、より多くの収入を確保できるよう最適な売電契約に向けて検討を進める必要がある。

イ 発電用施設の維持管理

城山発電所は、運転開始から 60 年近くが経過し改修の時期を迎えているが、再生可能エネルギーの「蓄電池」機能を有する揚水式発電所として、電力の需給調整を担うとともに、脱炭素社会の実現に寄与することが期待されている。そのため、企業庁は、引き続き長期脱炭素電源オークション(注2)による資金調達を目指すなど、安定的な改修資金の確保に努め、発電能力の向上や機能の強化に向けた再整備の取組を着実に進める必要がある。

また、玄倉第2発電所は、上流にある熊本ダムの貯留水を利用して発電を行っているが、平成 30 年 1 月に発生した災害の影響で熊本ダムまでのルートである国有林治山運搬路の通行止めにより 7 年以上運転を停止し、発電収入を得ることができない状態が続いている。

そうした中で、令和 6 年 12 月には国有林治山運搬路に、新たな陥没箇所が複数確認され、国は、令和 7 年度に調査を実施し、令和 8 年度に復旧工事に着手する予定としていることから、更に当面、休止の状況が継続することが見込まれる。

企業庁は、運転再開について、玄倉第2発電所及び熊本ダムの施設・設備の健全性を確認した上で、補修計画等を検討する必要があることから、その結果や社会情勢等を踏まえて総合的に判断するとしているが、運転再開に伴う大規模なオーバーホール等多額の費用が必要となる可能性も見込まれる現状を踏まえ、費用対効果等の観点から期限を定めるなど早期に検討を進め、今後の方針を決定する必要がある。

(注1) 容量市場

4 年後に国全体で必要と想定される発電能力(供給力)を確保するために、発電所の発電能力そのものを容量価値として取引する市場で、全国の発電所から一括調達する制度となっており、原則として全国同一の約定価格をオークション方式により決定している。

(注2) 長期脱炭素電源オークション

2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、容量市場の一部として令和 5 年度に開設されたオークションで、新設又はリプレース等の脱炭素電源への新規投資を対象とし、原則 20 年にわたる期間の供給力を確保する。

(3) 公営企業資金等運用事業

ア 資金運用

令和 6 年度は、水道事業会計に対し新たに 40 億円の長期貸付を行っている。これは水道事業会計において資金借入れに係る利子負担の削減を図る観点から行ったものであり、長期貸付金の年度末残高は前年度に比べて 3 億 4,709 万余円増加しており、貸付金の利息収入は前年度に比べて 3,420 万余円増加している。

また、有価証券の利息収入については、令和 6 年度まで保有していた債券が償還を迎えるとともに、有価証券の新規購入を行わなかったことから、前年度に比べて 103 万余円減少している。

一方、預金の利息収入については、金利の上昇局面を捉え、新たに定期性預金の運用を開始したことから、前年度に比べて 1,581 万余円増加している。

公営企業で既往に生じた余剰資金を運用する本事業は、金利の影響を大きく受けることから今後も金融政策や金利動向を注視しつつ、適切かつ効率的な運用に一層留意する必要がある。

イ プロミティふちのベビル

地域振興施設等整備事業（自主事業）として整備したプロミティふちのベビルは、採算性が厳しく、老朽化対策と累積赤字という課題を抱えているため、企業庁は、経営改善の検討に向け、令和5年4月に「プロミティふちのベビル今後のあり方検討調査」を行うとともに、同年11月にサウンディング型市場調査を行ったが、課題を解消する画期的な提案は得られなかったとしている。

また、これらの調査を踏まえた検討の結果、収支の改善は今後も見込めないことに加え、建設当初の地域振興の目的は概ね達成し、経営を継続する必要性は薄れてきたとして、令和7年度中に不動産鑑定評価等を実施の上、入札により早期に売却する方針を決定した。

プロミティふちのベビルについては、これまで神奈川県公営企業決算審査意見書において、今後のビル経営の在り方の方針の決定に向けて、早急かつ着実に検討を進めるよう意見を付してきたところであり、今後は円滑な引継ぎが行われるよう、売却に向けた手続を着実に進める必要がある。

(4) 流域下水道事業

流域下水道事業では、流域下水道を使用する関連市町（以下「流域関連市町」という。）からの市町負担金等を、県と流域関連市町との協議等により、流域下水道の維持管理に要する費用に応じた収益としているため損益は生じない。

ア 施設の耐震化

県は、「経営ビジョン」において、東北地方太平洋沖地震クラスの地震が発生しても処理場の機能を継続するため、令和12年度までの10年間の目標として、下水処理等に係る約100施設のうち、耐震化が図られていない約30施設の対策工事を行い、令和7年度の中間年に約100施設の耐震化率を約90%とする目標を設定しているが、令和6年度までの進捗は約78%となっており、中間年度での目標達成は厳しい状況となっている。

下水道は、他のライフラインのような代替手段がなく、使用を制限することが極めて困難な施設であることから、施設が被災した際の社会活動への影響を最小限に抑えるため、下水道施設の耐震化を早急に進めていく必要がある。

イ 下水管の緊急点検等

県は、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した下水管の損傷に起因するとみられる大規模な道路陥没事故を受け、管理する下水管の「緊急点検」を実施しており、既に全ての下水管に対する目視点検や空洞調査といった一次点検を3月末までに終了し、過去の定期点検で補修を要するとされた箇所を対象に専用のテレビカメラによる調査を行う二次点検を8月中に完了させるとしている。また、4月より、国土交通省からの実施要請に基づき、下水管の内径が2メートル以上で、設置後30年以上が経過した管を対象に「全国特別重点調査」も実施しており、令和8年2月までの完了を目指している。現時点において、特段の異常は認められていないが、点検等の結果、異常が発見された場合は、速やかに補修を行うなど、必要な対策を実施するとしている。

県民の不安を考慮し、できるだけ速やかに点検等を進めるとともに、必要と判断される場合は、適切な対策を講じる必要がある。なお、令和7年8月には、埼玉県行田市において、「全国特別重点調査」の実施中に作業員が死亡する事故が発生していることから、実施に当たっては、安全確保対策の徹底を図る必要がある。

また、今後の下水管の維持管理に当たっては、八潮市の道路陥没事故の発生により設置された国の有識者委員会による提言内容などを踏まえ、将来にわたり安全性が確保されるよう、点検等や補修に取り組んでいくことが重要である。